

各位

会社名 ベルトラ株式会社

代表者名 代表取締役社長兼CEO

二木 渉

(コード番号:7048 東証グロース)

問合せ先 取締役CFO

皆嶋 純平

(TEL. 03-6823-7999)

監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月24日開催予定の第33回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員の異動及び定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1)移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とする ことにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレ ート・ガバナンスの充実を図るものであります。

また、取締役会が業務執行の決定権限を広く取締役に委任することが可能となることで、経営の意思決定の迅速化を図り、更なる企業価値の向上を図るものであります。

(2) 移行の時期

2023年3月24日開催予定の当社第33回定時株主総会において、移行に必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者

(2023年3月24日開催予定の第33回定時株主総会に付議)

氏 名	新役職名	現役職名	
二木 渉	代表取締役社長兼 CEO	同左	
萬年 良子	取締役 COO	同左	
倉上 智晴	取締役	同左	
皆嶋 純平	取締役 CFO	同左	
カスバート・ロドニー	社外取締役	同左	

(2) 監査等委員である取締役の候補者

(2023年3月24日開催予定の第33回定時株主総会に付議)

氏 名	新役職名	現役職名
池田 哲司	社外取締役 監査等委員	社外監査役 (常勤)
鈴木 学	社外取締役 監査等委員	社外取締役
毛利 正人	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 退任予定監査役(監査等委員である取締役に就任するものを除く。)

(2023年3月24日開催予定の第33回定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏 名	現役職名
河野 雅之	社外監査役

3. 定款の一部変更について

(1)変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並 びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。併せて、迅速な意思 決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任するこ とができる旨の規定の新設を行うものであります。
- ② また、2023年6月に本社機能を東京都千代田区から東京都中央区に移転する予定となっており、これに合わせて、現行定款第3条(本店の所在地)に定める本店の住所を、東京都千代田区から東京都中央区に変更を行うものであります。
- ③ その他、各条項の表記の統一その他の所要の変更を行うものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款の一部変更のための株主総会開催日 2023年3月24日(金)

定款の一部変更の効力発生日

変更の理由①③にかかる定款変更 2023年3月24日(金)

変更の理由②にかかる定款変更 2023年6月26日(月)

以 上

当社定款新旧対照表

	(下線は変更部分を示しております。)
現行定款	変 更 案
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 当会社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置	第3条 当会社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。
<.	
(機関)	(機関)
第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、	第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、
次の機関を置く。	次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	(削除)
<u>(4)</u> 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条~第8条 (条文省略)	第5条〜第8条 (現行どおり)
 (単元未満株主の権利制限)	(単元未満株主の権利制限)
第 9 条 当会社の単元未満株式は、以下に掲げ	第 9 条 当会社の単元未満株式は、以下に掲げ
る権利以外の権利を行使することができな	フ 佐山いりの 佐山ナ 仁は十ファ しぶったれ
٧٠ _°	٧١°
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権	
利	利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権	
利	利
(3) 募集株式または募集新株予約権の割当	(3) 募集株式 <u>又は</u> 募集新株予約権の割当て を受ける権利
てを受ける権利	(本月427)
(4) 前条に規定する単元未満株式の買増し	(1946)
<u>を請求する権利</u>	

現 行 定 款

案

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって選定する。
 - 3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿は、 事務取扱場所に据え置き、株主名簿、新 株予約権原簿への記載または記録、その 他株式ならびに新株予約権に関する事 務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社 においては取扱わない。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議又は取締役会の決議によ って委任を受けた取締役によって選定す る。
 - 3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿は、 事務取扱場所に据え置き、株主名簿、新 株予約権原簿への記載又は記録、その他 株式及び新株予約権に関する事務は株主 名簿管理人に取扱わせ、当会社において は取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数 料は、法令又は本定款のほか、取締役会 において定める株式取扱規則による。

(株式取扱規則)

料は、法令又は本定款のほか、取締役会 の決議又は取締役会の決議によって委任 を受けた取締役が定める株式取扱規則に よる。

(株主総会の招集)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 3 月に第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 3 月に これを招集し、臨時株主総会は、必要あ るときに随時これを招集する。
 - 主総会とすることができる。

第 13 条~第 17 条 (条文省略)

(株主総会の招集)

- これを招集し、臨時株主総会は、必要あると きに随時これを招集する。
- 2. <u>会社</u>の株主総会は、場所の定めのない株2. <u>当会社</u>の株主総会は、場所の定めのない株主 総会とすることができる。

第13条~第17条 (現行どおり)

案

(電子提供措置等)

- 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとす る。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。

(員数)

第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。 (新設)

(選任方法)

- - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらな いものとする。

(新設)

(電子提供措置等)

- 主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとす る。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部又は 一部について、議決権の基準日までに 書面交付請求した株主に対して交付す る書面に記載しないことができる。

(員数)

第19条 当会社の取締役は、11名以内とする。 2. 前項の取締役のうち、監査等委員であ る取締役は、3名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。第20条 取締役は、株主総会において、監査等 委員である取締役とそれ以外の取締役 とを区別して選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使す ることができる株主の議決権の3分の 1 以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によら ないものとする。
 - 4. 補欠の監査等委員である取締役の予選 の効力は、選任後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の開始の時までとする。

	現行定款		変	更	案	
(任期)		(任期)				
第 21 条	取締役の任期は、選任後1年以内に終	第 21 条	取締役_	(監査等	委員では	あるものを除
	了する事業年度のうち最終のものに		<u>く。)</u> の任	芸期は、選	任後 1	年以内に終了
	関する定時株主総会の終結の時まで		する事業	(年度の	うち最終	冬のものに関
	とする。		する定時	F株主総会	会の終糸	吉の時までと
			する。			
		2	監査等委	員である	取締役	の任期は、選
	(新設)		任後2年	以内に終	了する	事業年度のう
			ち最終の	ものに関	する定	時株主総会の
			終結の時	までとす	る <u>。</u>	
		3	任期の満	了前に退	任した!	監査等委員で
	(新設)		ある取締	役の補欠	として	選任された監
			查等委員	である取れ	締役の	任期は、退任
			した監査	等委員で	ある取締	締役の任期の
			満了する	時までと	<u>する。</u>	
(代表取	締役及び役付取締役)	(代表取	締役及び後	设付取締 後	궃)	
第 22 条	取締役会は、その決議によって代表取	第 22 条	取締役会	は、その	決議に	よって <u>取締役</u>
	締役を選定する。		(監査等	委員であ	るものる	を除く。) の中
2.	取締役会は取締役会長及び取締役社長		<u>から</u> 代表	取締役を	選定する	る 。
	並びに取締役副社長、専務取締役、常	2.	取締役会	は <u>、その</u>	決議に	よって取締役
	務取締役各若干名を定めることがで		(監査等	委員であ	るもの	を除く。) の
	きる。		<u>中から</u> 取	締役会長	<u>、</u> 取締役	と社長 <u>各1名、</u>
			取締役副	社長、専	務取締	役、常務取締
			役各若干	名を定め	ること	ができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある 場合を除き、取締役社長がこれを招集 し、同社長が議長となる。
 - 2. 取締役社長に欠員又は事故があり招集 できないときは取締役会においてあ らかじめ定めた順序に従い他の取締 役が取締役会を招集する。
 - 3. 取締役社長に事故があるときは、取締 役会においてあらかじめ定めた順序 に従い他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前 までに各取締役及び各監査役に対して 発する。ただし、緊急の必要があるとき は、この期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役及び監査役の全員の同意があると きは、招集の手続を経ないで取締役会を 開催することができる。

第 25 条~第 26 条 (条文省略)

(新設)

案

(取締役会の招集権者及び議長)

- 場合を除き、取締役社長がこれを招集 し、同社長が議長となる。
 - 2. 取締役社長に欠員又は事故があるとき は、取締役会においてあらかじめ定め た順序に従い、他の取締役が取締役会 を招集し、議長となる。

(削除)

(取締役会の招集通知)

- までに各取締役に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。
 - 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役会を開催す ることができる。

第25条~第26条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6 項の規定により、取締役会の決議によ って、重要な業務執行(同条第5項各 号に掲げる事項を除く。) の決定の全 部又は一部を取締役に委任することが できる<u>。</u>

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領 及びその結果並びにその他法令に定め る事項については、これを議事録に記 載又は記録し、出席した取締役及び監 査役がこれに記名押印又は電子署名す る。

第28条 (条文省略)

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、株主総会の決議によって定め る。

(取締役の責任免除)

- 定により、任務を怠ったことによる取 締役(取締役であった者を含む。)の損 害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除するこ とができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、取締役(業務執行取締役等 である者を除く。) との間に、任務を怠 ったことによる損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。但 し、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令に定める最低責任限度額と する。

案

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及 びその結果並びにその他法令に定め る事項については、これを議事録に記 載又は記録し、出席した取締役がこれ に記名押印又は電子署名する。

第29条 (現行どおり)

(報酬等)

の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、株主総会の決議によって、監 査等委員である取締役とそれ以外の取 締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

- 第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規 定により、任務を怠ったことによる取 締役(取締役であった者を含む。)の損 害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除するこ とができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、取締役(業務執行取締役等 である者を除く。) との間に、任務を怠 ったことによる損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、法令に定める最低責任限度額 とする。

現行定款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(<u>員数)</u> 第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。	(削除)
(選任方法)	(削除)
第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使す ることができる株主の議決権の3分の1以	
<u>上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u> 。	
(任期) 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠 として選任された監査役の任期は、退 任した監査役の任期の満了する時まで とする。 (常勤監査役) 第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の	(削除) (常勤 <u>の監査等委員</u>) 第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常
監査役を選定する。	新の <u>監査等委員</u> を選定する <u>ことができる。</u>
(<u>監査役会</u> の招集通知) 第 <u>35</u> 条 <u>監査役会</u> の招集通知は、会日の 3 日 前までに各 <u>監査役</u> に対して <u>発するもの</u> <u>とする</u> 。ただし、緊急の必要があるとき は、この期間を短縮することができる。	(<u>監査等委員会</u> の招集通知) 第 33 条 <u>監査等委員会</u> の招集通知は、会日の 3 日前までに各 <u>監査等委員</u> に対して <u>発</u> する。ただし、緊急の必要があるとき は、この期間を短縮することができ る。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで監査役会を開催 することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定め第 34 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の がある場合を除き、監査役の過半数を もって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及第35条 監査等委員会における議事の経過の要 びその結果並びにその他法令に定め る事項は、議事録に記載又は記録し、 出席した監査役がこれに記名押印又 は電子署名する。

(監査役会規程)

第<u>38条 当会社の監査役会</u>に関する事項<u>につい</u>第<u>36条 監査等委員会</u>に関する事項は、法令 ては、法令又は本定款に定めるもののほ 程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬、賞与その他の職務遂行 の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、株主総会の決議によって定め る。_

案

2. 監査等委員全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査等委員 会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

定めがある場合を除き、議決に加わる ことができる監査等委員の過半数が出 席し、出席した監査等委員の過半数を もって行う。

(監査等委員会の議事録)

領及びその結果並びにその他法令に 定める事項は、議事録に記載又は記録 し、出席した監査等委員がこれに記名 押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

又は本定款のほか、監査等委員会にお か、監査役会において定める監査役会規 いて定める監査等委員会規程による。

(削除)

現 行 定 款 更 案 (監査役の責任免除)

- 第 40 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規 定により、任務を怠ったことによる監 査役(監査役であった者を含む。)の損 害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除するこ とができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定 により、監査役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契 約を締結することができる。但し、当該 契約に基づく賠償責任の限度額は、法 令に定める最低責任限度額とする。

第 41 条~第 42 条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第 <u>43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が</u>第 <u>39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が</u> 監査役会の同意を得て定める。

第44条(条文省略)

(期末配当金)

第45条 当会社は、株主総会の決議によって、第41条 当会社は、株主総会の決議によって、 毎年12月31日の最終の株主名簿に記載 または記録された株主または登録株式 質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を行う。

(削除)

第37条~第38条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

監査等委員会の同意を得て定める。

第40条(現行どおり)

(期末配当金)

毎年12月31日の最終の株主名簿に記 載又は記録された株主又は登録株式 質権者に対し、金銭による剰余金の配 当(以下「期末配当金」という。)を行 う。

現	行	定	款
九	1 J	Æ	小八

更 案

(中間配当金)

第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、|第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、 毎年6月30日の最終の株主名簿に記 載または記録された株主または登録 株式質権者に対し、会社法第454条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中 間配当金」という。)をすることができ る。

(配当金の除斥期間)

- 開始の日から満3年を経過しても受領 されないときは、当会社はその支払義 務を免れる。
 - 2 未払の期末配当金および中間配当金に は利息をつけない。

(新設)

(新設)

(中間配当金)

毎年6月30日の最終の株主名簿に記 載又は記録された株主又は登録株式 質権者に対し、会社法第454条第5項 に定める剰余金の配当(以下「中間配 当金」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 <u>47</u>条 期末配当金<u>および</u>中間配当金が、支払<mark>第 <u>43</u>条 期末配当金<u>及</u>び中間配当金が、支払開</mark> 始の日から満3年を経過しても受領さ れないときは、当会社はその支払義務 を免れる。
 - 2 未払の期末配当金及び中間配当金に は利息をつけない。

附則

(本店の所在地に関する経過措置)

第1条

第3条 (本店の所在地) の変更は 2023 年 6 月 26 日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、 本店移転の効力発生日経過後にこれを削除す る。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第2条

当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により 第33回定時株主総会において決議された定款-部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことに よる監査役(監査役であった者を含む。)の損害 賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決 議によって免除することができる。